

特別職（市長、副市長）の給与額

（１）給与額について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定により、給料、地域手当、通勤手当、期末手当を支給する。

（給料）

特別職の職員の給料を次の表のとおり支給する。

表

職名	給料月額
市長	850,000円
副市長	710,000円

※特別職の職員で常勤のもの及び教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の規定により、平成24年12月31日まで、給料額及び期末手当の3パーセントを減額する。

（地域手当）

地域手当の月額は、給料の月額に100分の5を乗じて得た額とする。

※特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の規定により、市長の地域手当を平成26年3月31日まで支給しない。

（通勤手当）

特別職の職員に通勤手当を支給する。

（ア）電車等交通機関を利用する場合

鉄道運賃については、6カ月定期分の前払いとし、4月と9月に支給する。

バスについては、平均1月当たりの通勤所要回数分を支給（最大往復21日分まで支給）する。

（イ）自動車等を利用する場合

通勤距離が片道2キロメートル以上あり、自動車等（自動車、バイク、自転車）を使用することを常例とする場合に支給する。

支給額は次のとおりとする。

2km～ 5km 未満	2,000 円	35km～40km 未満	18,500 円
5km～10km 未満	4,100 円	40km～45km 未満	20,900 円
10km～15km 未満	6,500 円	45km～50km 未満	21,800 円
15km～20km 未満	8,900 円	50km～55km 未満	22,700 円
20km～25km 未満	11,300 円	55km～60km 未満	23,600 円
25km～30km 未満	13,700 円	60km～	24,500 円
30km～35km 未満	16,100 円		

（期末手当）

6月1日、12月1日にそれぞれ在職する特別職の職員に対して期末手当を支給する。期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の185、12月に支給する場合においては100分の200を乗じて得た額とする。

期末手当基礎額

給料月額＋地域手当＋（（給料月額＋地域手当）

$\times \frac{\text{期末手当加算率}}{100} = \text{期末手当基礎額}$

期末手当支給率

区分	期末手当支給率
6月	185／100
12月	200／100

計算式

期末手当 ＝ 期末手当基礎額 × 期末手当支給率

（参考例）

市長の6月期末手当

期末手当基礎額＝850,000円＋42,500円＋

（（850,000円＋42,500円）×20／100）＝1,071,000円

6月期末手当＝1,071,000円×185／100＝1,981,350円（1,921,910円）

※（ ）内の金額は、現在、期末手当の3％を減額しているもの